

自転車利用実態定点調査票

No.	走行空間				乗機		雨天		危険運転行為					
	車道左側	車道右側	歩道中央	歩道	子乗せ	電動	傘	傘持	スピード出しすぎ	片手運転	立ち漕ぎ	ハンドルに荷物	過積載	その他
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														

調査日時：	平成	年	月	日	()
天気：					気温：
調査時間：				～	

<調査票>

[コメント]

◎走行空間においては、車道左側走行率は、8～38%と多岐にわたるが、平均すると21%程度である。

依然、歩道を通行する自転車が多く、今回も、全体の8割程度を占めている。同一地点(個別データ)においても、午前と午後で異なったデータとなっている。

◎危険運転行為(違反行為を含む)は、肩に荷物(129件)・ハンドルに荷物(65件)・子乗せ後部席に荷物(*1)(37件)・車道右側走行(32件)・立ち漕ぎ(31件)・歩道上でのスピードの出しすぎ(28件)・片手運転(26件/内3件は、携帯電話を使用しながらの運転)・過積載(19件)・脇見運転(14件)・ジグザグ運転(10件)等の順となっている。

*1 子乗せ後部席に荷物を掛ける事は、もし、気が付かない間に落下して、歩行者や自転車等に迷惑(通行障害・事故起因等)を及ぼしかねないので、基本、止めた方が望ましい。

【総合】

今回は、平成 27 年度第 10 回目の調査となり、平成 27 年 4～平成 28 年 1 月分の 10 カ月期間で様々な点で比較してみた。

- ・利用者別 今回も、午前が午後の利用者を上回った。

- ・車道左側走行率 今回(20.6%)は、10 カ月間中では中位で、11 月(21.6%)・10 月(21.2%)・12 月(21.1%)・1 月・4 月(18.9%)・5 月及び 6 月(17.9%)・7 月(17.3%)・8 月(15.9%)・9 月(13.6%)の順である。
 なお、午前のデータ(20.2%)は、10 カ月間中では中位で、11 月及び 10 月(22.0%)・4 月及び 6 月(20.6%)・12 月(20.4%)・1 月・5 月(19%)・7 月(18.4%)・8 月(14.7%)・9 月(12.5%)の順である。
 また、午後のデータ(20.9%)は、10 カ月間中では上位で、12 月(22.2%)・1 月及び 11 月(20.9%)・10 月(19.9%)・8 月(17.5%)・4 月及び 5 月(16.6%)・7 月(16.1%)・9 月(15.6%)・6 月(14.8%)の順である。

- ・子乗せ自転車 今回(22.8%)は、10 カ月間中では上位で、11 月(26.3%)・10 月(23.4%)・1 月・12 月(22%)・5 月(20%)・4 月(18.4%)・7 月(17.5%)・6 月(16.9%)・9 月(15.7%)・8 月(13.9%)の順である。

- ・電動自転車 今回(35.9%)は、10 カ月間中では上位で、11 月(39.2%)・10 月(39.0%)・1 月・12 月(34.4%)・5 月(27.1%)・4 月(26.5%)・7 月(25.7%)・9 月(25.6%)・6 月(23.9%)・8 月(23.5%)の順である。

- ・危険運転行為 上位 3 件別では、今回は、[肩に荷物・ハンドルに荷物・子乗せ後部席に荷物掛け] の順であり、期間中の共通項目は、肩に荷物・ハンドルに荷物である。
 一方、下位 3 件別では、今回は、[過積載・脇見運転・ジグザグ運転] の順であり、期間中の共通項目は、該当なし。
 なお、今回も、肩に荷物・ハンドルに荷物だけで、全体(406 件)の約 5 割(194 件)を占める形となった。
 (危険防止の観点から籠の装備や荷台に装着等の必要性がある)

また、利用者全体(1046名)における危険運転行為(違反行為を含み 406件)の比率は、割合上(*2)では、39%となっている。

*2 実際は、1名で複数の危険運転行為等を実施している件も含まれているため

今回は、新たな危険運転行為として、荷台に丸椅子載せ(固定なし)の計1件が発生した。

落下する危険性が高いので、止めるべき行為である。

平成27年6月に道路交通法が改正され自転車利用者にとっては、交通ルール・マナー等の遵守が徹底された経緯にも拘わらず、改正後のデータについては、減少傾向であったが、10~11月は、回復してきたが、今回は、12月同様に横ばいであった。

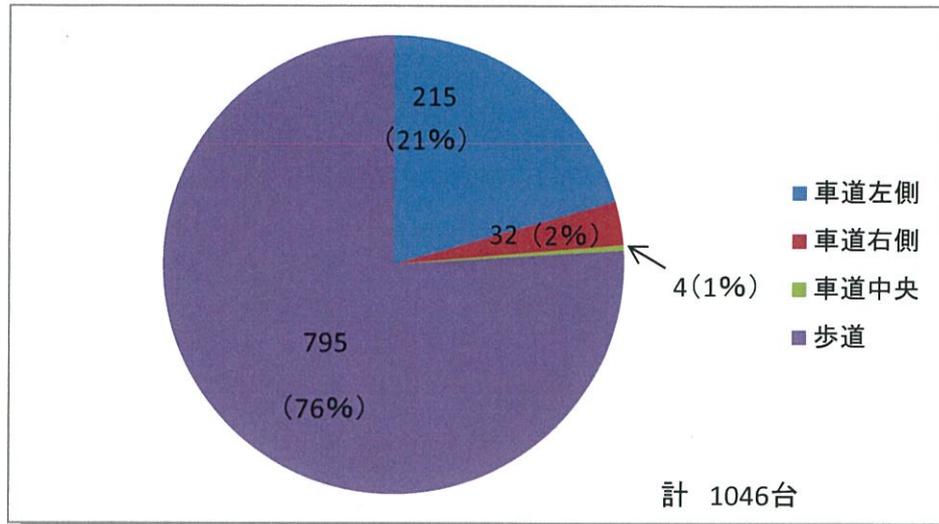
更に、今後の状況に期待したいものである。

今回の雨天時のデータは、合羽着用者(計4人)に対し、傘さし運転者(計1人)の4倍であった。

調査期間が、僅か1日間であったため、データとして乏しい状況であるが。

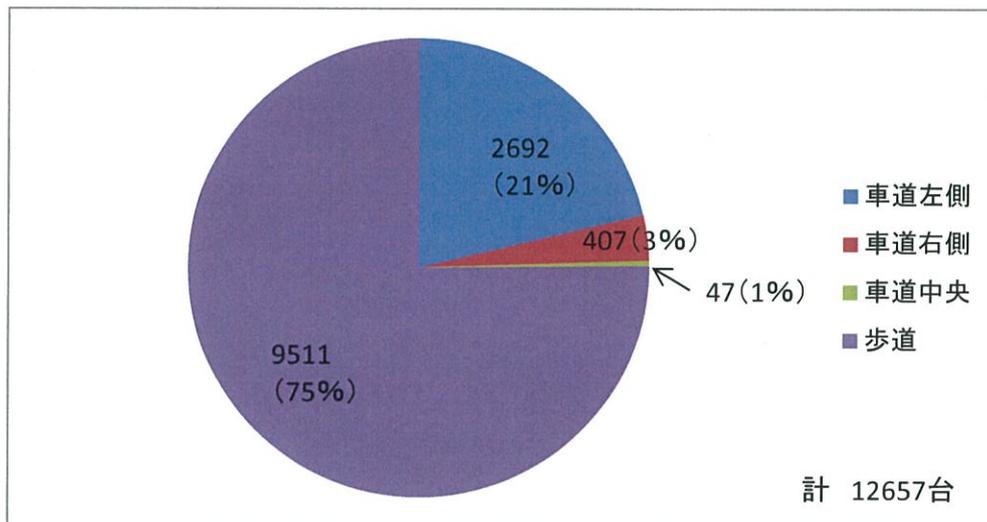
参考として、6月のデータでは、道路交通法が改正された初月でもあり、一部報道で合羽の購買額が増加した経緯もあり、調査期間4日間で、合羽着用者(計25人)は、傘さし運転者(計5人)の5倍であり、今回は、6月と同程度の水準であった。

更に、今後の状況に期待したいものである。

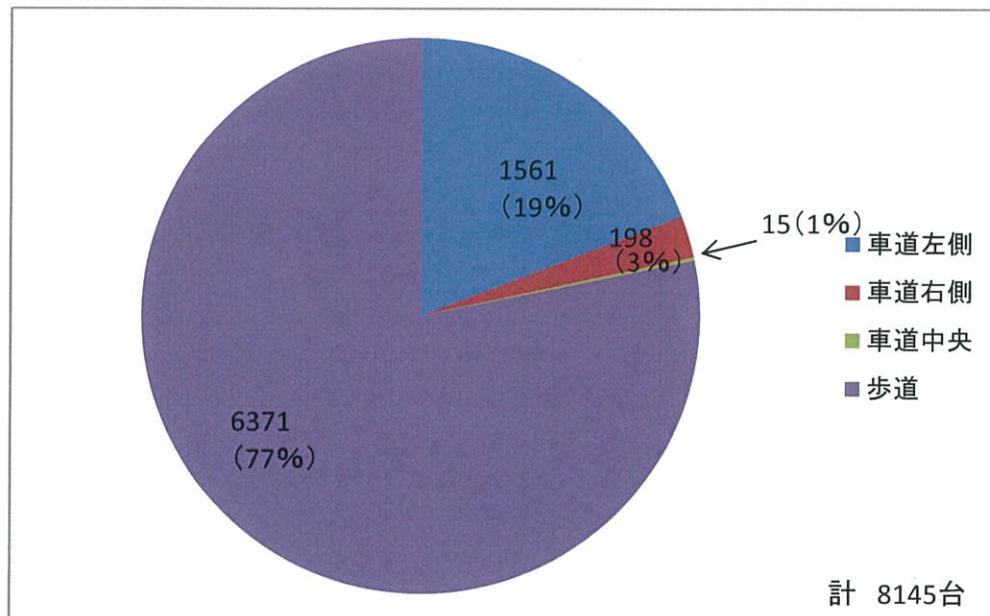


走行空間 調査期間 1/5~29

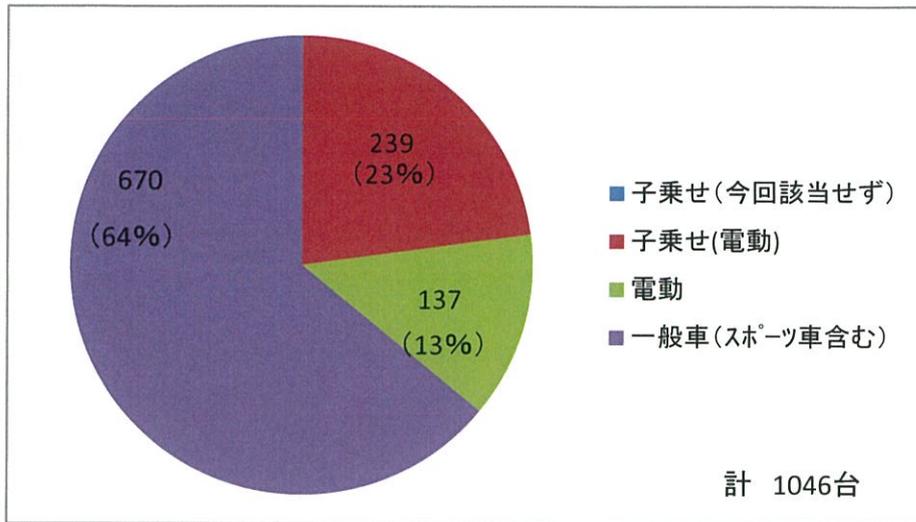
* 参考)



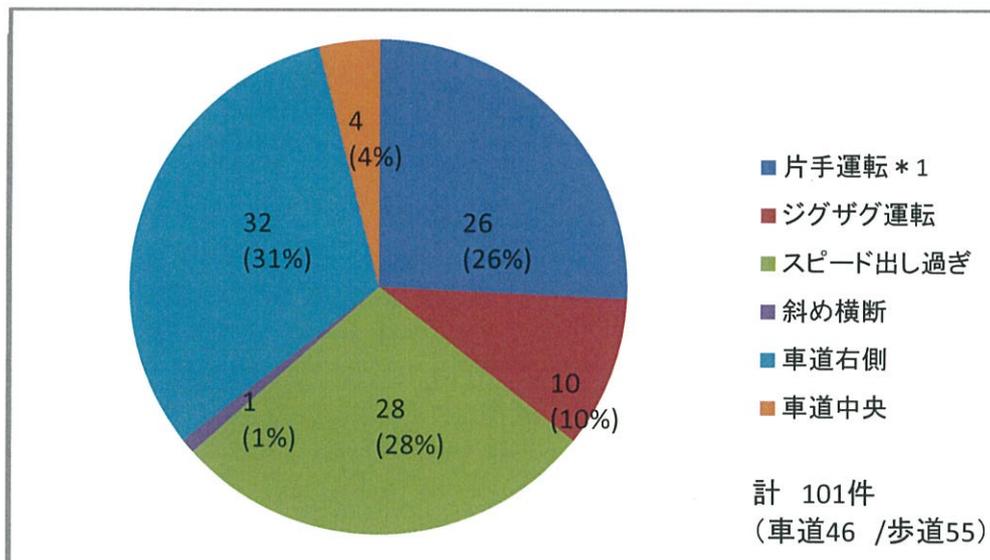
走行空間 調査期間 26.7~27.5 (道路交通法改正前)



走行空間 調査期間 27.6~28.1 (道路交通法改正後)

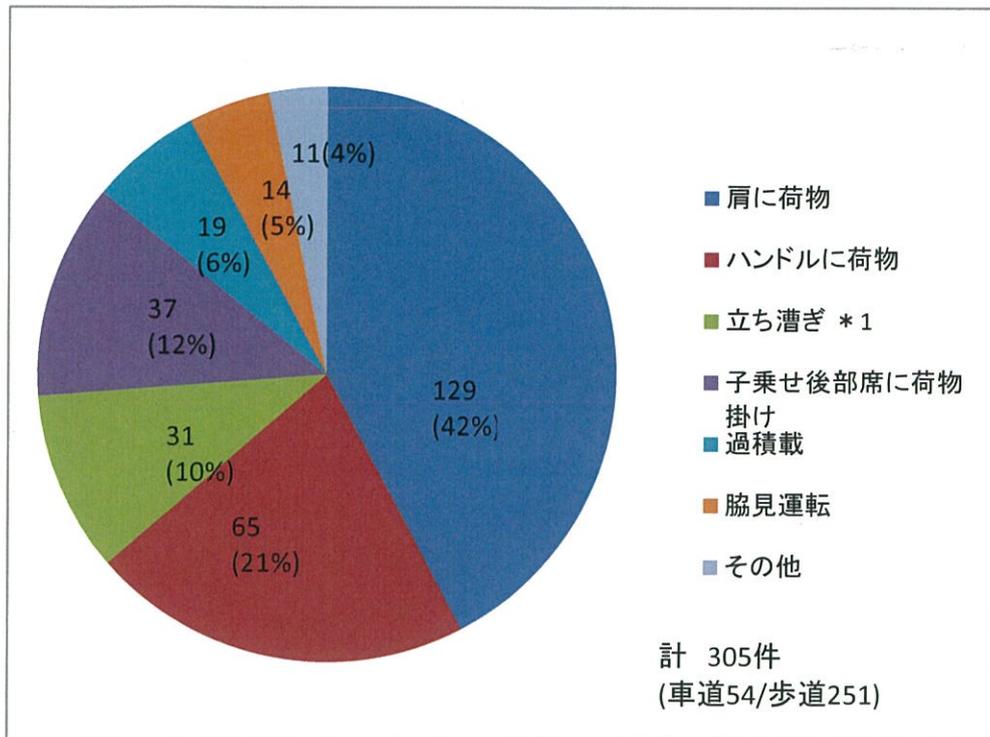


車 種 調査期間 1/5~29



違反運転行為 調査期間 1/5~29

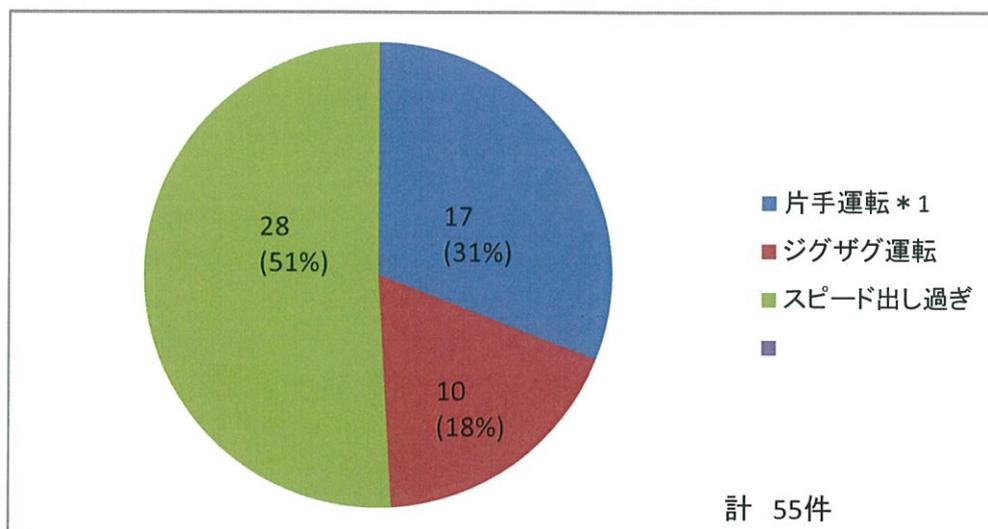
*1 内3件 携帯電話を使用中の運転



危険運転行為

調査期間 1/5～29

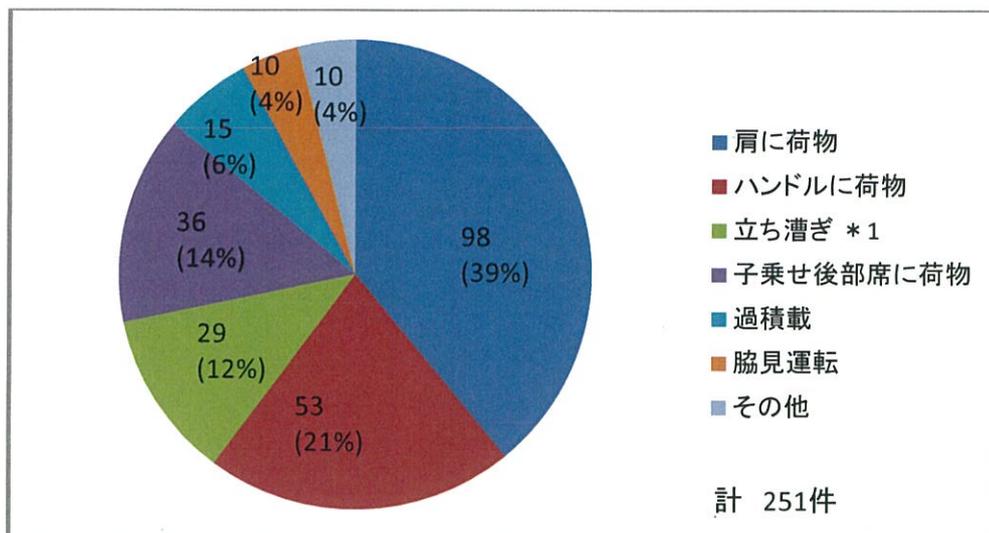
* 1 比率内訳: 上り坂27・下り坂4



違反運転行為
(歩道上)

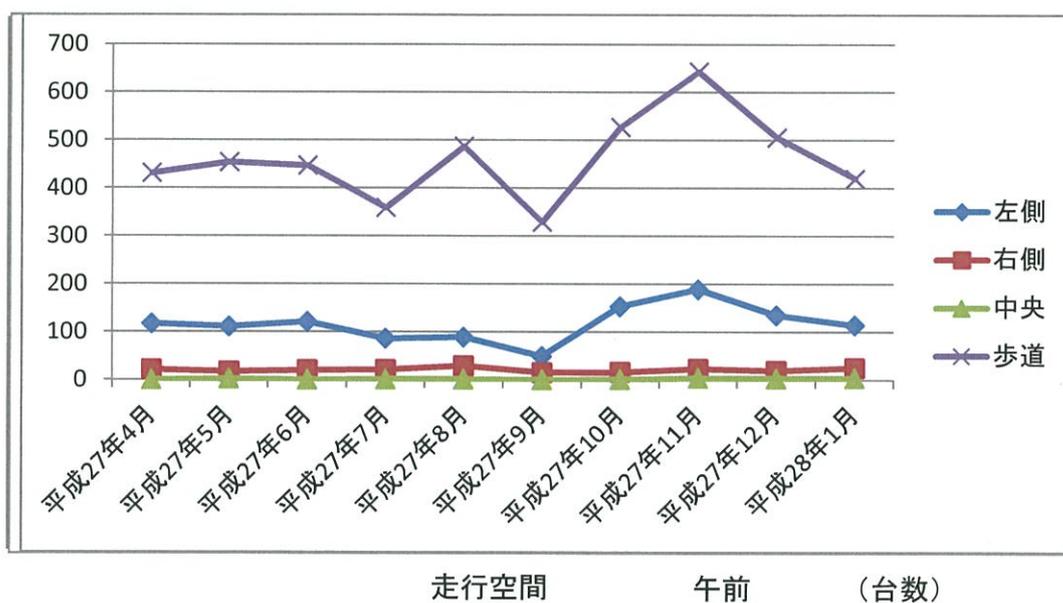
調査期間 1/5～29

* 1 内3件 携帯電話を使用中の運転

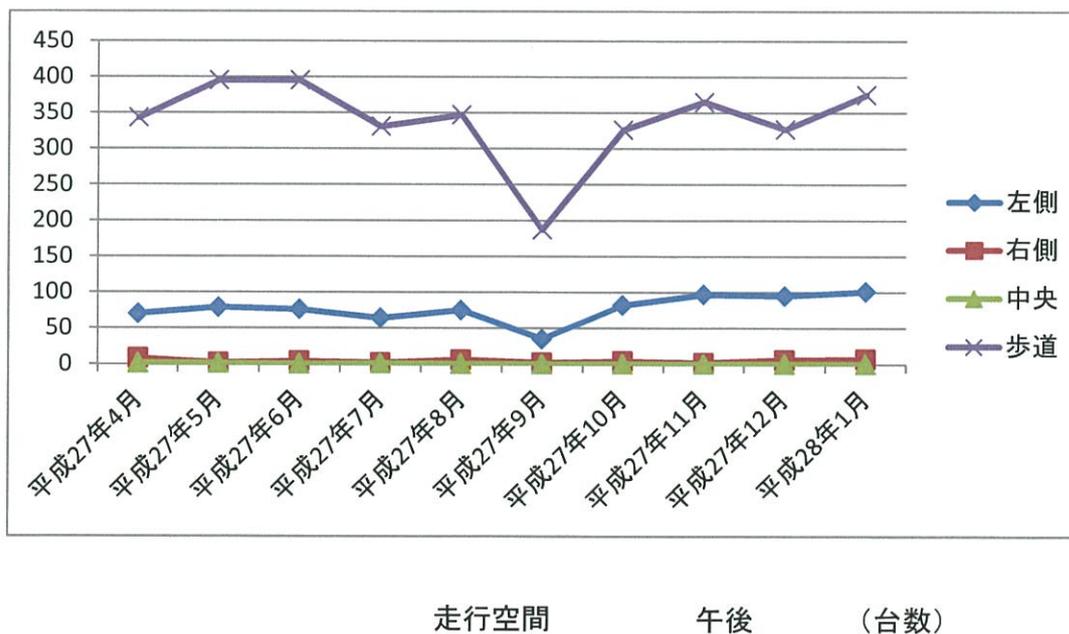


危険運転行為
(歩道上)

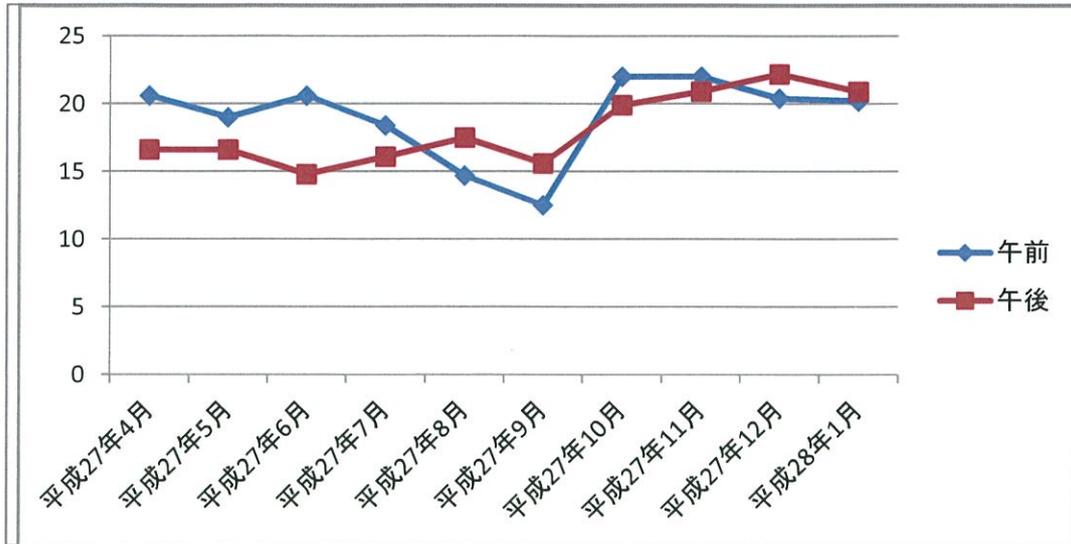
調査期間 1/5~29
* 1 比率内訳: 上り坂26・下り坂3



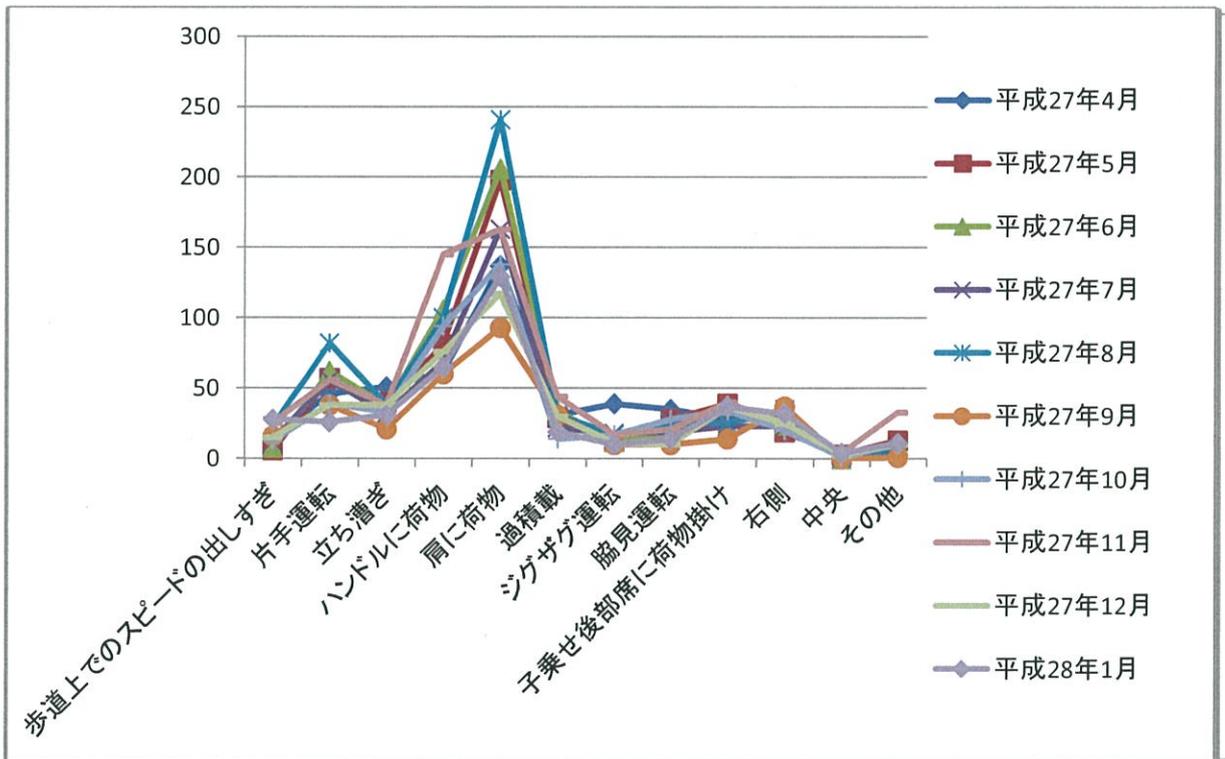
走行空間 午前 (台数)



走行空間 午後 (台数)



車道左側走行率 (%)



危険運転行為 (件数)

自転車利用実態定点調査報告（B地点）

平成28年2月

（一財）日本自転車普及協会

調査目的 自転車は車道左側走行が原則であるが、実際の自転車の走行状況の実態を調査し、その状況の問題点を探り一般に公開することで、望ましい走行空間の再考資料としていただくことを目的に行う。

調査日時 平成28年1月13日
[午前]9:00~10:00

調査場所 ・ 白金幼稚園前（庭園美術館西交差点（首都高速目黒線直下）から70m程の上り坂）

概要 ・ 調査対象(車道線:目黒通り上り4車線及び歩道:幅員3.1m
[一部歩道橋橋脚部分1.5mあり])
調査対象外(反対側上り歩道)



上り線車道	歩道		←	対象外 対象エリア
	←直進・右折レーン		}	
	←直進レーン			
	←左折レーン			
	←左折レーン			
	歩道	↑		
		白金幼稚園		

調査事項 走行空間調査(車道、歩道)と危険走行調査

No.	走行空間			危険		危険走行行為			
	歩道	車道中央	車道左側	歩道	車道	歩道	車道	歩道	車道
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									

調査日時	平成 年 月 日
調査時間	時 分

<調査票>

[コメント]

- ◎走行空間においては、車道左側走行率は、13%であり、また、車道中央走行率は、33%であり、依然、歩道を通行する自転車が多く、全体の5割強を占めている。
- ◎危険運転行為(違反行為を含む)は、車道中央走行(24件)・肩に荷物(10件)・ハンドルに荷物(2件)・両手離し運転(1件)の順となっている。

【総合】

今回は、前回に調査したデータ及び下り地点(自転車総合ビル前の1/15午前)とのデータについて以下の項目について比較してみた。

・車道左側走行率

今回(13%)に対し、前回(17%)の約8割の水準
 上り地点の白金(以下、上り地点と呼称・13%)に対し、下り地点の自転車総合ビル前(以下、下り地点と呼称・16%)の8割の水準

・子乗せ自転車

今回(14%)に対し、前回(21%)の約 7 割の水準
上り地点(14%)に対し、下り地点(13%)とほぼ同様の水準

・電動自転車

今回(30%)に対し、前回(42%)の約 7 割の水準
上り地点(30%)に対し、下り地点(16%)の倍の水準

・危険運転行為 上り地点の [肩に荷物・立ち漕ぎ・ハンドルに荷物] に対し、
(違反行為を含む) 下り地点では [肩に荷物・ハンドルに荷物・ジグザグ運転] と、
共通項目は、肩に荷物・ハンドルに荷物の 2 件となっている。

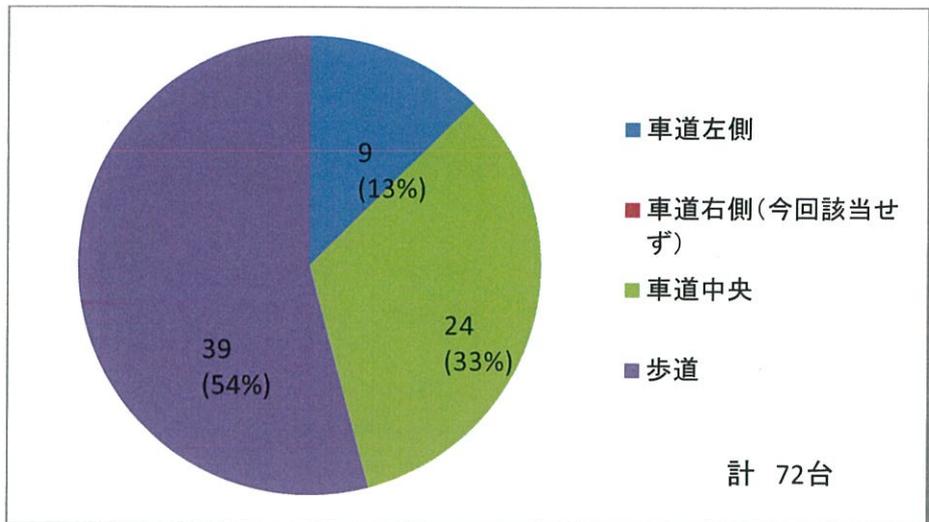
なお、中央走行者については、依然として電動自転車を使用していない。

さらに、車道中央走行が多かった理由も、前回以前から同様に、上り車線先の庭園美術館西交差点において、歩行者横断帯中央にて左折道路と直進道路が分断されており、直進する利用者は、同交差点のかなり手前から 道路中央を走行していたが、4 車線での中間(両隣が 2 車線)走行のため車両に挟まれてながらと、かなり危険な走行を強いられている感が窺えた。

平成 27 年 6 月に道路交通法が改正され自転車利用者にとっては、交通ルール・マナー等の遵守が徹底された。

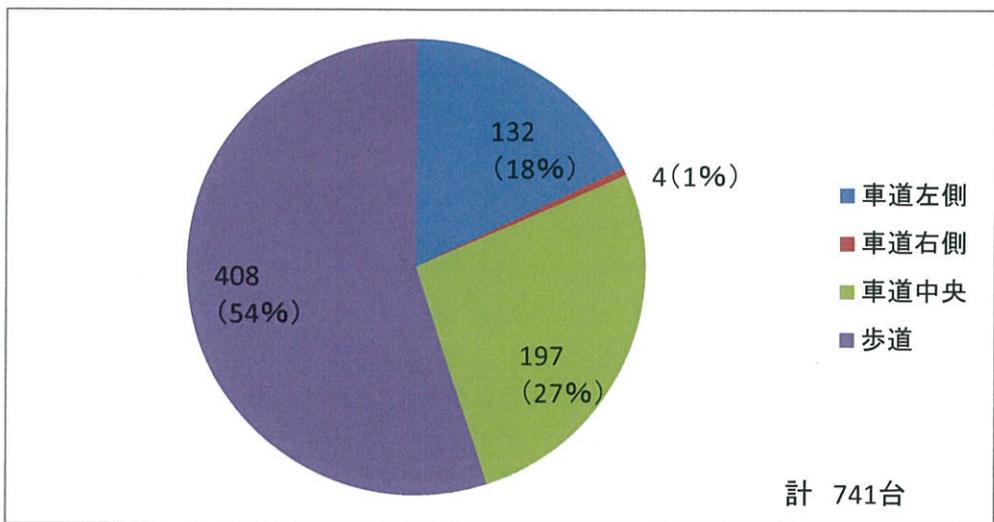
車道左側走行率のデータは、9 月までの減少傾向から一転して、10 月に上昇し、11 月は、横ばいであったが、今回も 12 月同様に減少傾向である。

引き続き、今後の状況を見守りたいものである。



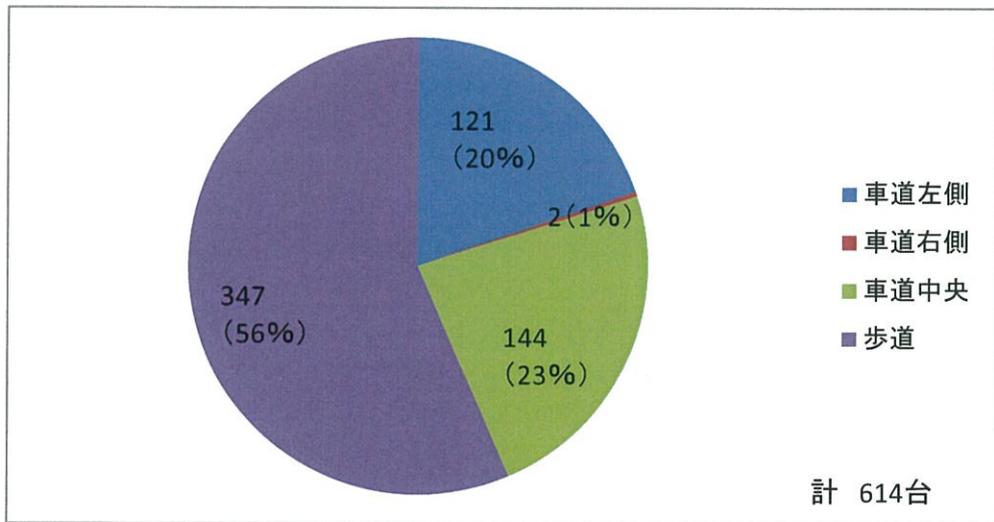
走行空間

* 参考)



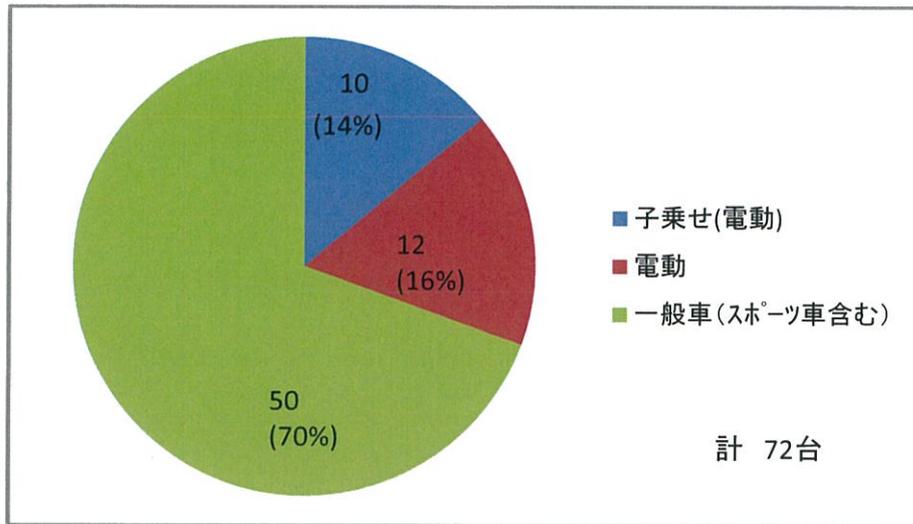
走行空間

調査期間 26.7~27.5 (道路交通法改正前)

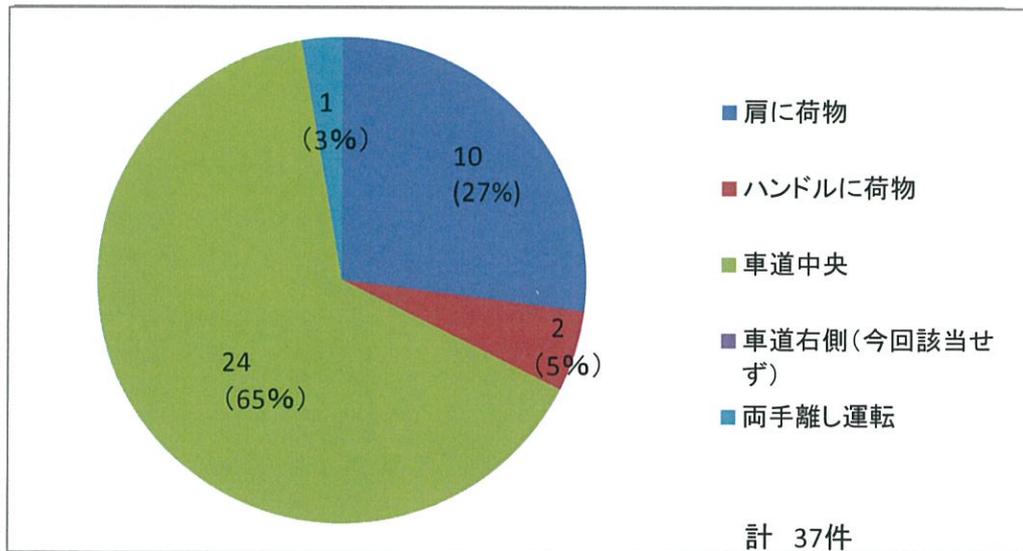


走行空間

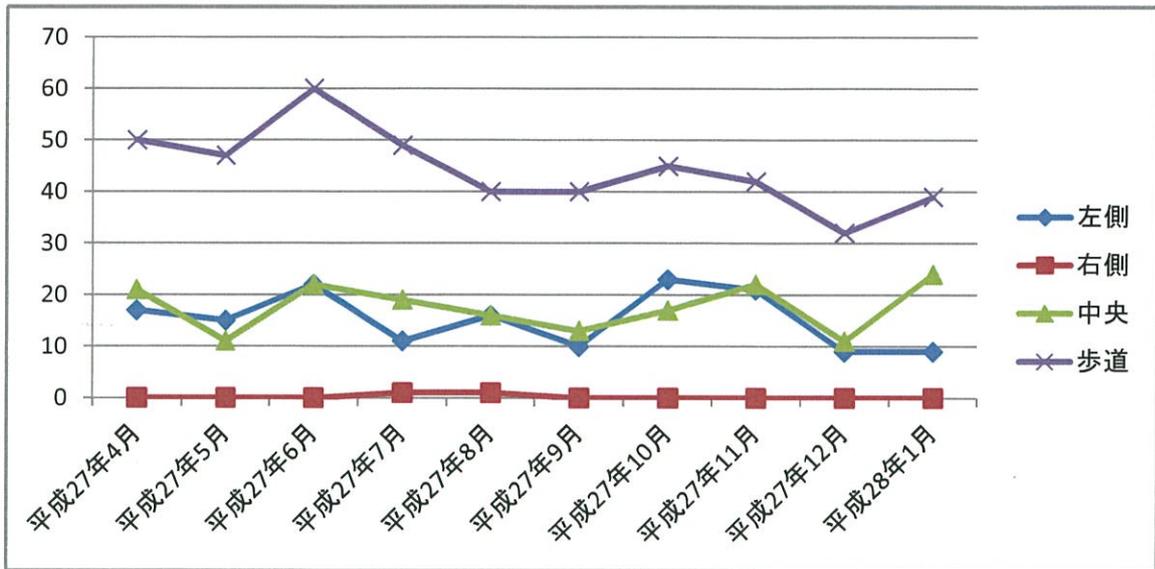
調査期間 27.6~28.1 (道路交通法改正後)



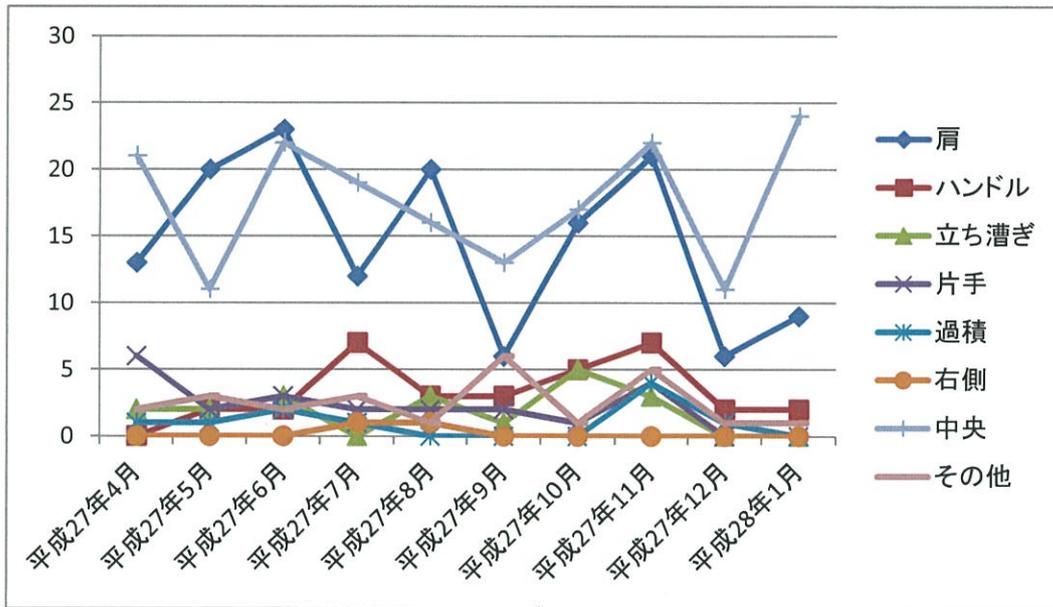
車 種



危険運転行為 (違反行為を含む)



走行空間 (台)



危険運転行為 (違反行為を含む) (件数)